

月次総会議事録

令和5年（第12回）加古川市農業委員会月次総会
令和5年12月19日（火）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
16 佐伯 眞究	17 久保田 四郎	18 丸山 良作

欠席委員

事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	仲平 雅史	主事	栗田 朱夏

現地調査（東地区）

12月13日（水） 午前10時15分から

馬田会長、岡本総務委員長、藤原委員、都倉澄子委員 事務局3名

現地調査（西地区）

12月13日（水） 午後1時10分から

馬田会長、岡本総務委員長、都倉正委員、堀江委員 事務局3名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第12回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 18名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、14番 柳 晴久 委員、15番 柿本 真千代 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第115号を議題といたします。
議案第115号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第115号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

- 1 八幡町上西条 []、[] 平米 外2筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。
- 2 八幡町上西条 []、[] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。
- 3 西神吉町鼎 []、[] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。
- 4 志方町横大路 []、[] 平米 外2筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第115号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第115号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第115号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第116号を議題といたします。

議案第116号の11件については、11月13日から12月5日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第117号を議題といたします。
議案第117号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書7ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第117号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

- 1 神野町石守■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。住宅用地。建築許可申請併願。使用貸借権設定。
- 2 八幡町下村■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、社

会福祉法人 [] へ。露天駐車場用地。始末書添付。

3 平荘町山角 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。賃貸露天駐車場用地。始末書添付。

4 東神吉町神吉 []、[] 平米。[] さん 外1名から、株式会社 [] へ。露天駐車場用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料2ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番及び2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年12月13日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第117号の1番。申請の土地の位置は石守の北、現況は畑。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が畑、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

次に、議案第117号の2番。申請の土地の位置は下村の西、現況は雑種地及び放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が畑及び宅地、南が宅地、北が畑及び道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、八代醒推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番及び4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉正です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年12月13日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、堀江委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第117号の3番。申請の土地の位置は山角の西、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、都倉澄子委員、道清委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第117号の4番。申請の土地の位置は神吉の南、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が雑種地、南が水路、北が道路となつて

おり、隣接に農地はありません。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第117号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第117号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第117号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第118号を議題といたします。

議案第118号の1件については、11月13日から12月5日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第119号を議題といたします。

議案第119号の4件については、11月13日から12月5日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第120号を議題といたします。

議案第120号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第120号 非農地証明願承認のこと。

1 八幡町野村 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、昭和49年5月10日。

2 八幡町上西条 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、昭和51年12月頃。

3 上荘町都染 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、昭和54年頃。

4 東神吉町升田 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED]、昭和25年頃。

議案書11ページをご覧ください。

5 志方町西中 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん、昭和50年頃。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年12月13日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、藤原委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第120号の1番。申請の土地の位置は野村の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第120号の2番。申請の土地の位置は上西条の北。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第120号の3番。申請の土地の位置は都染の南。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。以上3件、地元立会委員は、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番及び5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年12月13日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、都倉正委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第120号の4番。申請の土地の位置は升田の東。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、長井委員、

久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第120号の5番。申請の土地の位置は西中の北。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第120号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第120号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第120号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第121号を議題といたします。

議案第121号の3件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第122号を議題といたします。

議案第122号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、志方町西中地区において、24名から農地を借り受けているひょうご農林機構が、その転貸先を■■■■さんへ変更しようとするもので、総筆数30筆、総面積39,805平米です。筆ごとの詳細は、議案書14ページから17ページをご覧ください。なお、利用権設定の期間は、公告予定日の令和6年2月26日から、従前の満了日である令和15年12月31日までとなっています。

利用権の設定を受ける■■■■さんは本市の認定農業者であることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する、すべて

耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第122号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第122号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第122号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人 ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後1時51分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和5年12月19日

署名委員 (14番)

署名委員 (15番)